社会福祉法人県央福祉会

評議員報酬規程

（目的）

第１条　この規定は社会福祉法人県央福祉会の評議員に対して支給する報酬について規定する。

（報酬額等）

第２条　法人の指定する評議員会、入札、賞罰委員会、その他の会議（以下「会議等」という）に出席した法人評議員に対し、報酬を支払う。ただし、常勤職員を兼務している評議員については報酬を支給しない。また、 非常勤職員を兼務している場合で、勤務日以外での会議等については報酬を支給する。

２．報酬の額は、１日当たり１２，６４０円とし、源泉徴収後の金額を、その都度支払うものとする。但し、リモート参加の場合は、会議等の翌月月末に振込にて支払うものとする。なお、同一日に複数の会議等に出席した場合であっても、１日当たりの報酬額は変更しないものとする。

（その他）

第３条　この規定に定めのない事項は、理事会において協議して定めるものとする。

（附則）

この規則は平成10年11月１日から施行する。

平成23年４月１日　改正　　平成24年４月１日　改正

平成25年１月１日　改正　　令和 3年３月１日　改正

令和 4年９月１日　改正